

第200回 防衛調達審議会議事要旨

1 日時

令和8年5月20日（水）10時00分～11時30分

2 場所

防衛省庁舎D棟3階第1庁議室

3 出席者

（委員）

田内会長 柴山会長代理 石田委員 片岡委員 清水委員 西谷委員

（防衛省）

防衛装備庁 藤重調達管理部長、鈴木調達事業部長、秋田監察監査・評価官（事務局）、金山統幕後方計画部長、池田陸幕装備計画部長、海幕装備計画部長代理装備需品課長、藤永空幕装備計画部長

4 議題

- （1）17式艦対艦誘導弾の初度費関連に関する改善報告（令和7年度サンプリング調査審議におけるフォローアップ事項に対する回答）
- （2）令和7年度防衛調達審議会活動概要
- （3）次回の日程等

5 議事概要

- （1）17式艦対艦誘導弾の初度費関連に関する改善報告（令和7年度サンプリング調査審議におけるフォローアップ事項に対する回答）

【後日回答事項】

前年度の第197回防衛調達審議会（令和6年度契約 防衛装備庁（第2回））において議論がなされ、後日回答事項となった17式艦対艦誘導弾に係る初度費の取り扱いに関する指摘事項（特に建屋について）について、官側として検討後の改善事項等について説明した。

【本審議】

(資料に基づき防衛省側から説明)

第197回防衛調達審議会における17式艦対艦誘導弾の初度費関連に関する指摘事項に係る改善事項について

防：17式艦対艦誘導弾の初度費関連に係る改善報告の1つ目は、仕様書により具体的な要求内容を記載するよう要求元に調整、2つ目は、建屋の使用状況について、原価を監査するとともに実地検査を実施することと改めた。

1つ目の改善事項である「仕様書の記述について」の詳細であるが、従来の仕様書では「製造に必要な製造設備など全体のプロセスを踏まえ、体制構築に要する期間などを考慮し、事業の実施に必要な数量を製作・製造が可能な体制を整える」のみの記載であり、具体性に欠けるものであったため、今年度からの仕様書については、第197回の審議において、「専用資産は建物を含めて厳格に対象を限定すべき」との指摘を受け、仕様書等に要求内容・水準等を明文化し、契約担当官等は仕様書等に記載されている専用防衛生産用資産に係る要求事項の内容、記述等に基づき、非代替性や必要最小限の機能・性能であることを確認し、所要額等を評価・査定を実施することとした。

仕様書等への明文化については、予算要求部門が必要な専用防衛生産用資産の名称や基準仕様、数量を記載し、また、これらの格納場所である建屋についても面積、構造及び関係法令等も記載し明文化を図ることとした。

2つ目の改善事項である「建屋の専用性確認方法等の強化」の詳細についてであるが、予定価格算定時においては、調達要求受理後、具体的に建屋の内訳が記載された仕様書に基づき、企業に概算要求時より詳細な見積資料を要求し、建屋の必要性と費用の妥当性を確認して予定価格の算定を実施する。

建屋が含まれる契約は、下請負契約も含めて建屋の竣工時に原価監査を実施する。契約締結時については、契約締結後、契約相手方には速やかに取得予定の資産の概要を報告させ、取得後にも詳細を報告させ、また、特約条項の有効期間中は維持・管理状況を定期報告させることとなる。

我々契約担当官等は、定期報告を踏まえ、専用防衛生産用資産の維持、管理、使用等の状況を下請負まで含めて実地検査することになる。また、建屋については、工事発注前・後及び供用中・後の状況を現地確認する。

また、仮に建物等に用途外使用が判明した場合には、相応の対価を請求し、違反流用に対する違約金の徴収も規定している。

なお、特約条項の有効期間については装備品等の運用終了まで存続することを明記した。改善点の説明については以上のとおり。

会：資料として、「通知」が席上配布されているが、この通知により規則の改正が行われたということであるか。

防：本通知については、本年の３月３１日付で規則の改正を行ったものである。

（※）「初度費の支払いを伴う契約の取扱いについて（通知）」（装装制第１１１号。２７．１０．１）の一部改正（装装装第６９０４号。令和８年３月３１日）のことをいう。（以下、「改正規則」という。）

会：今説明のあった内容について、この改正規則に書かれているということか。

防：そのとおりである。改正規則について具体的に説明すると、従前、予定価格の算定にあたり表現が曖昧であった部分については、仕様書等に要求水準とか要求内容を明文化するように改正規則に定めており、また、契約上の取扱いとしては、従前は製造とか修理等の一部として一体として契約管理していたものを、建屋を含む契約や生産体制の将来的な拡大に対応するための初度費については、製造、修理等とは別契約で管理することも新たに規定している。

また、原価監査については、これまで契約担当官等が判断していたものについて、一定額以上のものについては原価監査を原則化とし、特約の有効期間についても不明瞭であったため、対象となる装備品等の運用終了まで存続することを明記し、また、専用資産の維持・管理・使用について従前は取得後に報告させていたものを、今回の特約条項においては、契約締結直後に取得を予定する専用資産の概要を契約相手方から報告させ、さらに、取得後にも引き続き詳細を報告させ、特に建屋については汎用的な使用の可能性もあることから、フロア図等に基づき用途を管理し、用途外使用には相応の対価を請求、違反流用に係る違約金もあらたに明確に規定した。

また、専用資産の整備状況についても、従来は相手方の理解と協力を得て確認行為等は行っていたところ、新たな特約条項においては維持・管理状況を毎年度末の一定時期に報告を求めることとし、さらには、同定期報告を踏まえ、専用資産の維持、管理、使用状況を下請けまで含めて実地監査を実施することを明確に定めたところである。

なお、この改正規則の中に特約条項として「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」が付記されており、一定の要件以上の案件に、この特約条項を付すことが規定されている。

以上が、今回の専用防衛生産用資産の管理強化に係る改正規則の概要となる。

会：本件について、各委員から質問をお願いします。

委：初度費については審議会で何度もテーマになり、それを受けての今回の整理、改善ということであり、この点については感謝、評価するが、この改正規則、そ

の他の資料について、今この場で初見となった点については残念である、事前の精査ができていないためである。

会：同感である。委員が十分に咀嚼し検討できる時間は当然必要だと考える、そもそも審議会是个々の案件審査の一環・関連において防衛装備品の調達に関する規則についても審議して意見を述べることになっているので、そのところの規則自体がどのようなものかということをも十分に検討する時間をもって示されたい。

会：時間の都合もあり、本日の配布資料について、この30分間だけでは内容をよく理解できないし、そこは読解、検討するだけの十分な時間は必要であると考え、本日については、まず説明を聞き、概略を理解し、資料の提示を受けたが、短時間であったため了否の判断に至らず、説明内容について次回以降再検討ということとしたい。

委：補足であるが、ここは、第197回で質問がされたことに絞って、新しく通知も出て、新しくルールができ、回答できるようになった等、案件に引き寄せて議論をする場だと考えるので、資料の出し方、議題の出し方等をコントロールされたい。

会：議題1については、以上とする。

※ 防：防衛省 / 会：会長 / 委：委員

(2) 令和7年度防衛調達審議会活動概要

令和7年度防衛調達審議会活動概要について、事務局から報告、了承された。

(3) 次回の日程等

海幕より、本年度の現地視察に関する概要について説明。

令和8年度第201回～第205回審議会における審議対象案件のうち、随意契約に係るサンプリング調査審議の対象案件について諮り、了承された。

次回は8月26日（水）の開催の予定。詳細については、事務局から後日連絡。